

ライドシェア推進に対する慎重な検討を求める意見書

地域の面的な交通ネットワークを支えるタクシーは、ドア・ツー・ドアの個別輸送サービスが可能であり、移動の自由度が高いことから、高齢者や身体の不自由な方などを含め、利用者の個々のニーズに柔軟に対応できる公共交通機関として、国民生活の中で大きな役割を担っています。

しかしながら、昨今、シェアリングエコノミーの成長を促すという名目のもと、スマートフォン等の配車アプリケーションを用いて、一般の運転者と旅客との間の仲介（マッチング）により、運送事業の許可を受けていない者が自家用自動車を用いた旅客運送を行うライドシェアを可能にしようとする動きがあります。

ライドシェアについては、その事業主体が運行管理や車両整備等について責任を負わず、自家用自動車の運転者のみが運送責任を負う形態を前提としており、道路運送法、道路交通法及び労働基準法等のさまざまな法令を遵守し、安全確保のために多くの費用をかけて、国民に安全安心な輸送サービスを提供するタクシー事業の根幹を揺るがしかねないものであります。

また、実際にライドシェアが導入されている国では、トラブルの発生等により訴訟の起因となっている事例もあることから、利用者の安全安心を確保し、地域住民の足を守る地域公共交通の安定的な維持のため、いわゆる白タク行為の容認につながるライドシェアに関し、国におかれましては、次の事項について取り組むよう強く要望いたします。

- 1 自動車による人の輸送は、道路運送法に基づくタクシー事業などの一般乗用旅客自動車運送事業が基本であり、白タク行為の容認につながるライドシェアの導入を目的とした規制改革は行わないこと。
- 2 道路運送法における特例として、限定的に実施されている自家用有償旅客運送については、過疎地等の地域住民や交通弱者などの交通手段の確保という趣旨に鑑み、その取り扱いを堅持すること。
- 3 シェアリングエコノミーのもとで、検討される可能性があるライドシェアについては、安全安心の確保及び利用者保護の観点等に問題を有することから、極めて慎重な対応を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年12月13日

長 崎 市 議 会